

K 5 2 9 - 2 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術

【注の追加】

【新設】

第9款 腹部

K 6 5 5 - 5 腹腔鏡下噴門側胃切除術

【注の追加】

【新設】

K 6 8 5 内視鏡的胆道結石除去術

【注の追加】

(追加)

注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。

(新設)

K 6 1 6 - 5 経皮的血管内異物除去術
14,000点
注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

(追加)

注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。

(新設)

K 6 7 4 - 2 腹腔鏡下総胆管拡張症手術
34,880点
注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。

(追加)

注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、3,500点を所定点数に加算する。